

(新) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内

1. 自立支援金の趣旨及び内容

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在します。

こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、自立支援金を支給します。

2. 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／令和4年3月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯／令和4年3月までに借り終わる世帯（再貸付を申請中・利用中の場合は除く）

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

- 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること
- 月の世帯収入の合計額が下記の金額以下の世帯（本市の場合）
単身世帯：11.1万円、2人世帯：15.5万円、3人世帯：18.2万円、4人世帯：20.5万円
※給与収入の場合：社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額除く）。
自営業の場合：事業収入（経費を差し引いた控除後の額）。
- 世帯の預貯金等の合計額が下記の金額以下の世帯（上限：100万円）（本市の場合）
単身世帯：46.8万円、2人世帯：69万円、3人世帯：83.4万円、4人世帯：97.2万円
- 今後の生活に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・公共職業安定所か、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口にて求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労により自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと
- 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと

3. 支給額・支給期間

月額
月額の支給額

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

4. 申請期限

令和4年3月31日まで

5. 申請方法

おそれ入りますが、八代市役所生活援護課へ直接ご持参ください。

6. 申請に必要な書類（下記及び裏面の(1)～(7)の書類が必要です）

(1) 申請書等

- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号）
- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書（様式第1号の2）

八代市役所 生活援護課に配置。その他、申請書等は、市のホームページからもダウンロード（PDF）できます。

（裏面へ続く）

(2) 本人・世帯構成の確認書類

・住民票の写し

(3) 再貸付終了等の確認書類

下記の左欄に掲げる者にあつては、それぞれ右欄の書類を提出する。

対 象 者	必 要 書 類
再貸付を受けた者であつて、申請日の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来している者	・再貸付の借用書（控）（※）及び再貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し （※）再貸付の貸付決定通知書でも可 【再貸付の借用書（控）を用意できない場合】 再貸付を活用した旨の申告書（様式第1号の3）
再貸付を受けている者であつて、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月である者	同上
都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日前日に不決定となった者	・再貸付の不決定通知書 【用意できない場合】 ・再貸付が不決定となった旨の申告書（様式第1号の3）及びこれまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し
都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立支援機関等への相談を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった者	・都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった旨の申告書（様式第1号の3）及びこれまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し
令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた者であつて、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月が到来していること	緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）（※）の写し （※）貸付決定通知書の写しでも可 【用意できない場合】 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも借り終わった（再貸付は申請・利用していない）ことの申告書（様式第1号の3）及びこれまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し
令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等をいずれも受けている者であつて、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）であること。	緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）（※）の写し （※）貸付決定通知書の写しでも可 【用意できない場合】 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月（緊急小口資金の場合、借入日が属する月）である（再貸付は申請・利用していない）ことの申告書（様式第1号の3）及びこれまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し

(4) 収入関係書類

・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

（給与明細書、雇用保険受給資格証明書、年金支払通知、各種福祉手当支払通知など）

(5) 金融資産関係書類

・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

(6) 求職活動等要件確認書類

<公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みがわかる書類>

- ・公共職業安定所から交付を受けた求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時

<生活保護を申請している場合は、生活保護を申請していることがわかる書類>

- ・受領印が押印された生活保護申請書の写し

(7) 振込口座関係書類

- ・金融機関の通帳等の写し

7. その他留意事項

・支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて下記に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければなりません。(支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間は、この限りではない。)

- 一 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
- 二 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること
- 三 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

8. 支援金の支給

自立支援金の支給は、自立支援金申請者から指定された金融機関の口座へ振り込みます。

9. 問合せ・申込窓口

〒866-8601 八代市松江城町1-25

八代市役所 健康福祉部 生活援護課

電話番号：0965-33-8722 (直通)